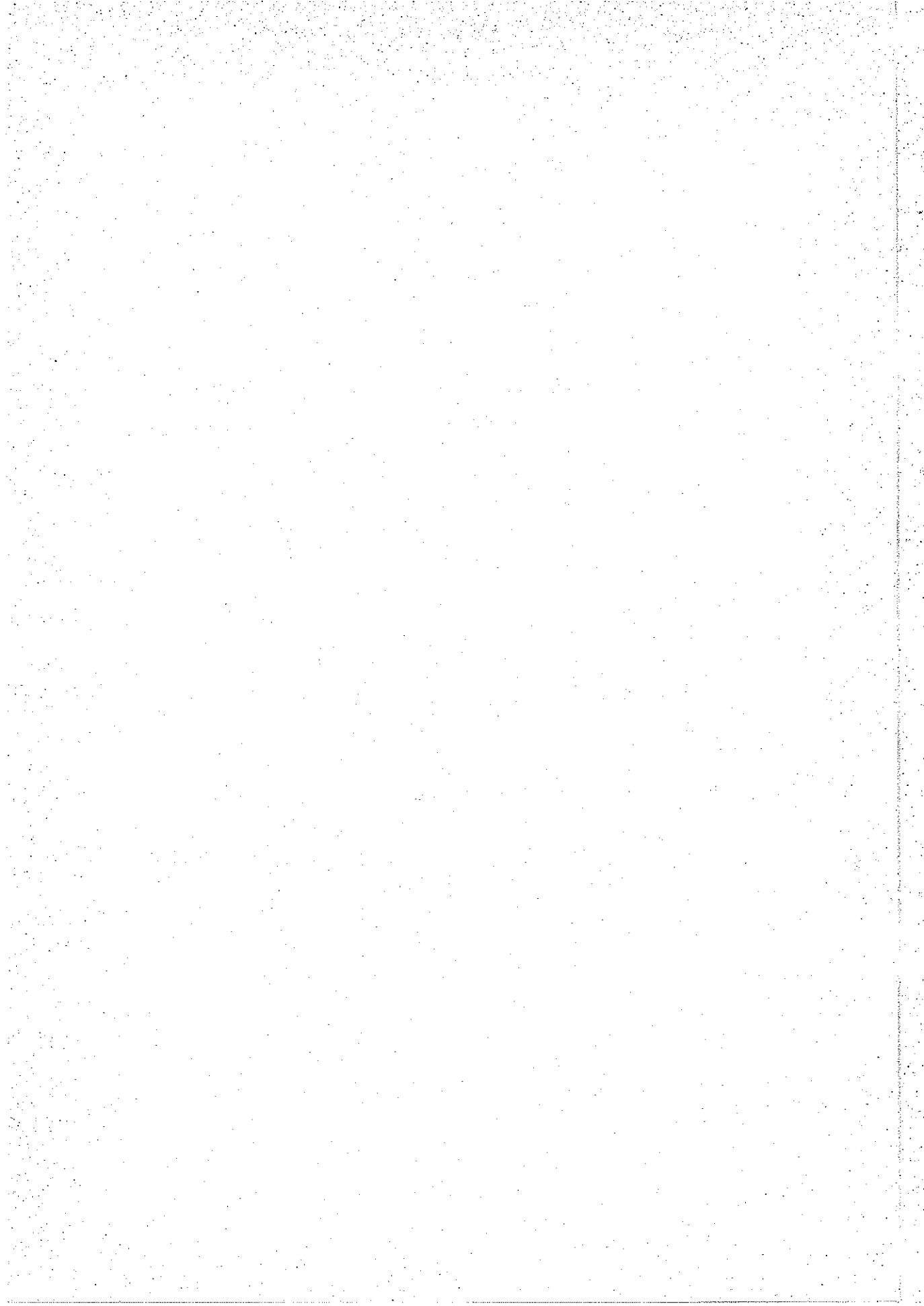


平成3年5月16日開会
平成3年5月16日閉会

和泉市議会第1回臨時会会議録

第 2 号

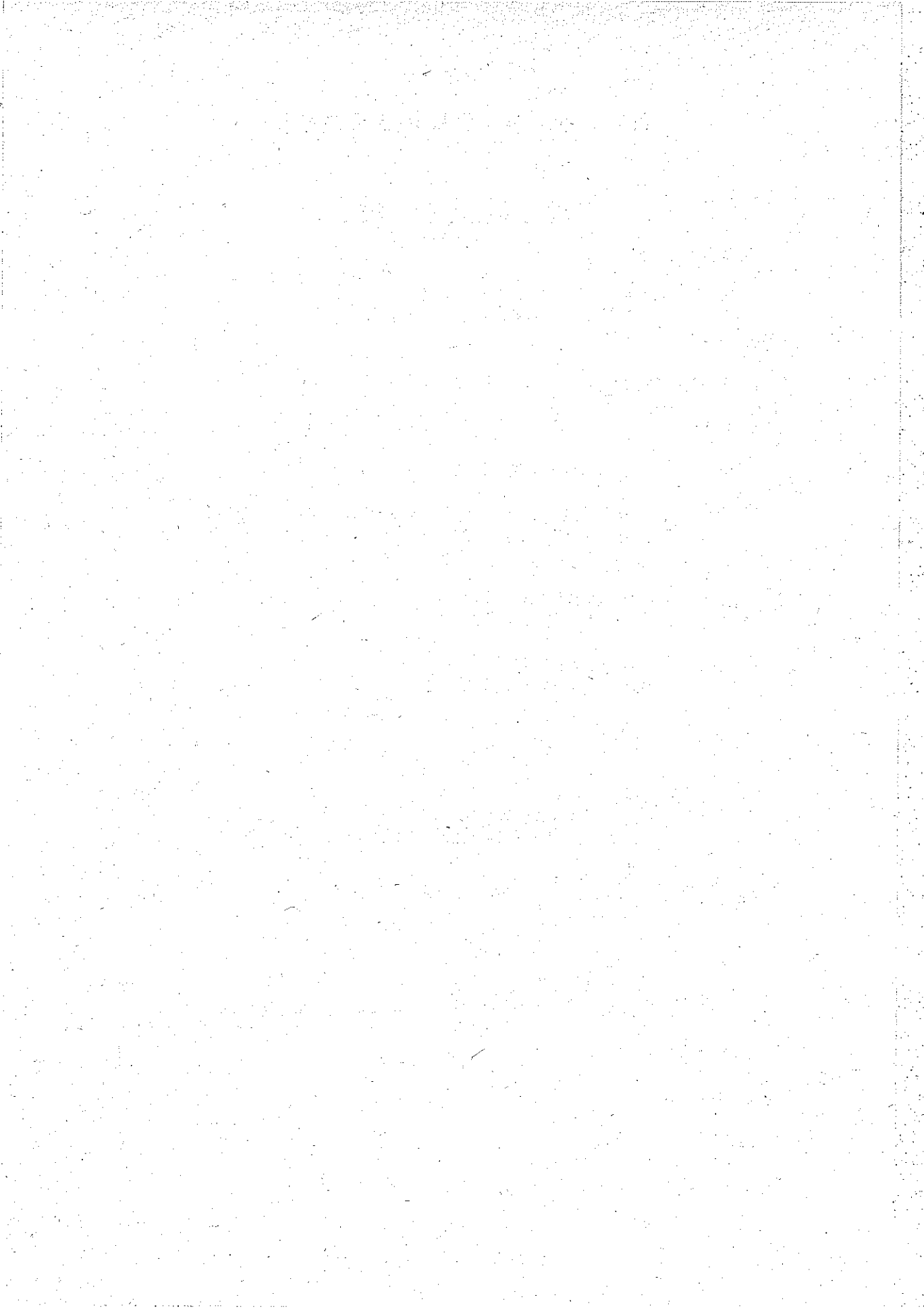
和 泉 市 議 会



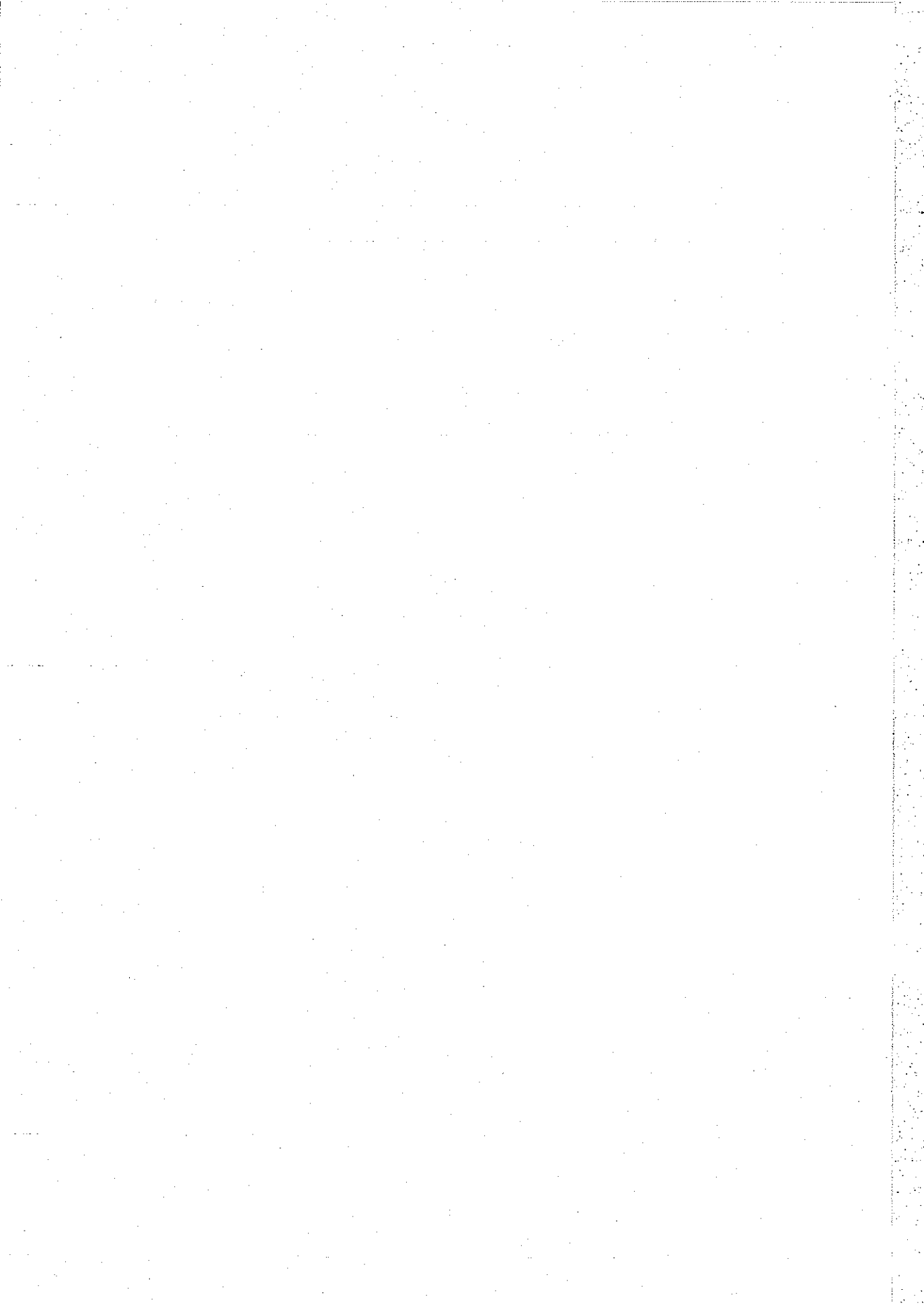
和泉市議会第1回臨時会会議録目次

平成3年5月16日(木曜日)

○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 議事説明員、その他		2"
○ 議事日程		3"
○ 開会宣告(午前10時33分)		3"
○ 市長開会挨拶		4"
○ 日程第1	議席の指定について	5"
○ 日程第2	会議録署名議員の指名について(木村静雄・出原平男・勝部津喜枝)	5"
○ 日程第3	会期の決定について(5月16日 1日)	5"
○ 日程第4	(議会議案第5号) 常任委員会委員の選任について	6"
○ 日程第5	(議会議案第6号) 特別委員会委員の選任について	7"
○ 日程第6	(選挙第1号) 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	8"
○ 日程第7	(報告第4号) 専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部を改正する条例制定について)	9"
○ 日程第8	(報告第5号) 専決処分の承認を求めることについて (平成2年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	31"
○ 日程第9	(報告第6号) 専決処分の承認を求めることについて (平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))	38"
○ 市長閉会挨拶		42"
○ 議長閉会挨拶		43"
○ 閉会宣言(午前11時30分)		43"



第 1 日



平成3年5月16日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	竹下義章君	17番	上田育子君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君
16番	西口秀光君		

欠席議員(名)

○

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治	
助	役	坂口禮之助	総務部次長	奥村富彦	
助	役	田中昭一	総務部次長	池辺功	
収	入	役	中塚白	総務部次長	阪豊光
市長	公室	長	堀宏行	同和对策部長	森利治
市長	公室	理事	稻田順三	同和对策部理事	向井洋
市長	公室	理事	中西優	同和对策部次長	戸口泰明
市長	公室	理事	鹿島賢昌	福祉事務所長	中川鉄也
市長	公室	理事	中辻寿夫	福祉事務所次長	坂田平之
市長	公室	次長	井阪和充	市民生活部長	麻生和義
市長	公室	次長	龜山学	市民生活部次長	岸田秀仁
市長	公室	次長	池辺一三	市民生活部次長	明坂文嘉
市長	公室	次長	今村堅太郎	市民生活部次長	池辺修次
市長	公室	次長	山下喬三	産業部長	大塚孝之
市長	公室	次長	石本博信	産業部理事	藤原清司

産 業 部 次 長	高 三 一 行	病 院 長	竹 林 淳
産 業 部 次 長	松 林 保	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
参 与 兼 建 設 部 長	浅 井 隆 介	病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹 夫
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	消 防 長	角 谷 泰 夫
建 設 部 理 事	緒 方 和 夫	消 防 本 部 理 事 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
建 設 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 本 部 次 長	一 瀬 喜 広
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	消 防 本 部 次 長	池 野 透
建 設 部 次 長	赤 田 儁 信	用 地 担 当 理 事 長	松 村 吉 堯
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	大 宅 清 臣
建 設 部 次 長	中 野 英 二	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	藤 原 忠 男
建 設 部 次 長	藤 本 仁	教 育 委 員 長	杉 本 弘 文
建 設 部 副 理 事	岸 本 孝 二	教 育 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 理 事	阪 倉 嘉 一	管 理 部 次 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 理 事	三 井 義 秋	指 導 部 長	生 田 稔
都 市 整 備 部 次 長	中 屋 正 彦	社 会 教 育 部 長	竹 田 明 郎
都 市 整 備 部 次 長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 理 事	北 野 喜 平
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 継
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	収 入 役 室 長	高 橋 正 道
改 良 事 業 部 次 長	厩 田 嗣 夫	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	着 本 善 夫
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 清
水 道 部 長	岩 井 益 一	監 査 委 員	吉 田 陽 三
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	監 査 事 務 局 長	森 口 義 忠
水 道 部 次 長	城 前 伊 佐 雄	農 業 委 員 会 会 長	農 端 小 一
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
 次 長 河原茂隆
 主 幹 長尾益男
 調査係長 井之上光一
 係 員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第1回臨時会議事日程

(5月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		議席の指定について	別紙
2		会議録署名議員の指名について	
3		会期の決定について	
4	議会議案 第5号	常任委員会委員の選任について	別紙
5	議会議案 第6号	特別委員会委員の選任について	別紙
6	選挙 第1号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	別紙
7	報告 第4号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部を改正する条例制定について)	P. 1
8	報告 第5号	専決処分の承認を求めることについて (平成2年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	P. 65
9	報告 第6号	専決処分の承認を求めることについて (平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))	P. 71

(午前10時33分開議)

- 議長(穴瀬克己君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところを多数御出席を下さりまして、誠にありがとうございます。
- 会議に先立ちまして、去る2月21日に行われました市議会議員補欠選挙において御当選されました池田秀夫君、猪尾伸子君、上田育子君、大谷昌幸君並びに竹下義章君には、心からお祝いを申し上げますとともに、今後和泉市市政発展に御活躍下さるようお願いを申し上げます。
- ここで、皆さんに御協力をお願いしたいと存じます。去る4月26日、手厚い看護もむなしく御逝去されました故人藤原正通議員さんには、われわれ同僚といたしまして誠に痛惜の極みであります。本日は、この場で生前の御遺徳をしのぶとともに、御冥福をお祈りするため、謹んで哀悼の意をあらわし、1分間の黙禱を捧げたいと存じますので、よろしく願いをいたしま

す。

恐縮でございますが、全員御起立をお願いいたします。

(黙禱)

ありがとうございました。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。
ただいま25名、全員御出席でございます。
- 議長（穴瀬克己君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成3年第1回臨時議会を開会いたします。

○

- 議長（穴瀬克己君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇・あいさつ)

- 市長（池田忠雄君） おはようございます。

平成3年和泉市議会第1回臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先般執行せられました市議会議員補欠選挙におきまして、池田議員さん、猪尾議員さん、上田議員さん、大谷議員さん、竹下議員さんの皆さん方には、広く市民の御信任を得られ、めでたく御当選の栄に浴されました。心から御祝福を申し上げる次第でございます。

また、ただいま皆様方とともに黙禱を捧げさせていただきました去る4月26日御逝去されました故藤原正通議員さんに対しまして、皆様方とともに心から御冥福をお祈りを申し上げる次第でございます。

本日は第1回の臨時会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚くお礼を申し上げます。

本議会に御提案を申し上げます議案は、専決処分の承認を求めることについての報告3件でございます。議案の内容につきましては、別途御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を相賜りまして、御承認をいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくをお願い申し上げます。

○

議席の指定について

和泉市議会会議規則第3条第3項の規定により議席を次のとおり指定する。

平成3年5月16日

和泉市議会議長

穴瀬克己

記

1番	竹下義章
11番	池田秀夫
17番	上田育子
22番	猪尾伸子
29番	大谷昌幸

- 議長（穴瀬克己君） 市長のあいさつは終わりました。
それでは、これより日程審議に入ります。
日程第1「議席の指定について」を議題といたします。
本件につきましては、去る4月21日の補欠選挙におきまして当選されました5名の方々の議席の指定を行うものであります。
議席は、会議規則第3条第3項の規定により、
1番 竹下義章君
11番 池田秀夫君
17番 上田育子君
22番 猪尾伸子君
29番 大谷昌幸君
に指定いたします。
それでは、ただいまの5名の方々は氏名票をお立て願います。
-
-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
本件は、会議規則第103条の規定に基づき、19番木村静雄君、20番出原平男君、21番勝部津喜枝君、以上3名の方を指名いたします。
-
-
- 議長（穴瀬克己君） 次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日のみと決定いたします。

○

- 議長(穴瀬克己君) 日程第4「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市議会事務局長朗読)

議会議案第5号

常任委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により委員を選任する。

平成3年5月16日

和泉市議会議長

穴 瀬 克 己

記

総務委員会委員(1名)

産業文教委員会委員(1名)

建設水道委員会委員(2名)

厚生病院委員会委員(1名)

- 議長(穴瀬克己君) 本件につきましては、さきの会派代表者会議において御了承を賜っておりますので、私より選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、私より選任させていただきます。

総務委員会委員に大谷昌幸君

産業文教委員会委員に猪尾伸子君

建設水道委員会委員に竹下義章君、同じく池田秀夫君

厚生病院委員会委員に上田育子君

を、以上のとおり選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第5号は、ただいま申し上げましたとおり、選任することに決しました。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第5「特別委員会委員の選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
（市議会事務局長朗読）

議会議案第6号

特別委員会委員選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により委員を選任する。

平成3年5月16日

和泉市議会議長

穴 瀬 克 己

記

交通公害対策特別委員会委員（2名）
開発事業対策特別委員会委員（2名）
同和対策特別委員会委員（1名）
関西新国際空港対策特別委員会委員（1名）
土地開発公社特別委員会委員（2名）

- 議長（穴瀬克己君） 本件につきましては、新会派結成及び所属会派の交替並びに常任委員会に伴い、委員会委員に一部変更が生じたものであります。各委員会委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々協議を願っておりますので、甚だ僭越ではございますが、私から選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、各委員会委員の指名を局長をして朗読させます。

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同でございます。
交通公害対策特別委員会委員に猪尾伸子議員、上田育子議員。
開発事業対策特別委員会委員に若浜記久男議員、猪尾伸子議員。
同和対策特別委員会委員に猪尾伸子議員。
関西新国際空港対策特別委員会委員に池田秀夫議員。

土地開発公社特別委員会委員に猪尾伸子議員、上田育子議員。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） お諮りいたします。ただいま局長朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第6号は、ただいまの朗読のとおり、選任することに決しました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第6「泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

選挙第1号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合同規約第7条第1項の規定により選挙を行う。

平成3年5月16日 提出

和泉市議会議長

穴瀬克己

記

泉北環境整備施設組合議会議員（1名）

- 議長（穴瀬克己君） お諮りいたします。本選挙につきましては、先刻御協議願っておりますので、甚だ僭越ではございますが、私から指名推薦させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から指名推薦させていただきます。

組合議会議員の指名を朗読させます。

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。

泉北環境整備施設組合議会議員に大谷昌幸議員。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました大谷昌幸議員は、地方自治法第118条第3項の規定により当選されました。

それでは、ただいま当選されました大谷昌幸君に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第7「専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例の一部を改正する条例制定について）」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成3年5月16日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第3号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成3年3月30日 専決

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第4号

和泉市税条例の一部を改正する条例

第1条 和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 特別土地保有税（第52条―第56条の2）」を「第8章 特別土地保有税

(第52条—第56条の8)」に改める。

第12条の2中「乗じて得た金額」の次に「(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に4万円を加算した金額)」を加える。

第14条第1項の表及び第23条の4の表中「120万円」を「160万円」に、「500万円」を「550万円」に改める。

第24条の7中「15万円」を「30万円」に、「8万円」を「20万円」に、「100万円」を「150万円」に改める。

第32条第1号エ中「であるもの」の次に「及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの」を加える。

第52条第2項中「1月1日」を「、昭和44年1月1日(施行令第54条の11第2号に掲げる土地にあっては昭和48年7月1日)前に取得したもの及び法第599条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日において都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日」に改める。

第56条の2の次に次の6条を加える。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者等)

第56条の3 都市計画法第10条の3第1項に規定する遊休土地転換利用促進地区の区域内に所在する土地で同一の者が法第625条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日に所有する一団の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの(以下第56条の7までにおいて「遊休土地」という。)に対しては、土地に対して課する特別土地保有税のほか、当該遊休土地の所有者に特別土地保有税を課する。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準)

第56条の4 遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、遊休土地の時価又は遊休土地である土地の取得価額のいずれか高い金額とする。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の税率)

第56条の5 遊休土地に対して課する特別土地保有税の税率は、100分の1.4とする。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額)

第56条の6 遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額は、法第625条第2項の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の1.4を乗じて得た額の合計額(当該遊休土地である土地のうちに土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合にあっては、当該合計額に当該土地に対して第52条の規定により課すべき当該年度分の第55条第1号に規定

する法第599条第1項第1号の特別土地保有税の税額の合計額を加えた額)を控除した額とする。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の申告納付)

第56条の7 遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者は、法第625条第1項の申告書を、その年の5月31日までに市長に提出し、及びその申告に係る税額を納付しなければならない。

(土地に対して課する特別土地保有税に関する規定の準用)

第56条の8 第56条の3の規定により特別土地保有税を課する場合には、第56条第1項及び第56条の2の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定を準用する。

第57条中「(昭和43年法律第100号)」を削る。

附則第9条の2第1項中「平成5年度」を「平成10年度」に改める。

附則第10条の2第1項中「平成4年度」を「平成9年度」に改め、「又は附則第11条の2」を削り、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第3項」に改め、同条第2項中「平成4年度」を「平成9年度」に改め、「又は附則第11条の2」を削り、「附則第34条の2第7項」を「附則第34条の2第6項」に改め、同条第3項を削る。

附則第11条を削る。

附則第11条の2第1項中「第31条の4第1項」を「第31条の3第1項」に、「附則第34条の4第3項」を「附則第34条の3第3項」に改め、同条を附則第11条とする。

附則第12条の3に見出しとして「(軽自動車税の税率の特例)」を付し、同条第1項を削り、同条第2項中「平成元年度分及び平成2年度分」を「平成3年度分及び平成4年度分」に改め、「及び前項」を削り、同項の表中前項の項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項を削る。

附則第13条第1項中「昭和57年度以降」を「昭和57年度から平成3年度まで」に改め、同条に次の1項を加える。

10 第1項及び第5項の規定にかかわらず、平成3年度における前各項の規定の適用については、第1項及び第5項中「起算して5年を経過する日」とあるのは「起算して5年を経過する日(平成3年12月31日後に当該5年を経過する日が到来する場合にあっては、平成3年12月31日)」と、「起算して更に5年を経過する日」とあるのは「起算して更に5年を経過する日(平成3年12月31日後に当該5年を経過する日が到来する場合にあっては、平成3年12月31日)」とする。

附則第13条の2を次のように改める。

(特別土地保有税の課税の特例)

第13条の2 第52条から第56条の2までの規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定の適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の課される土地のほか、平成3年度から平成12年度までの各年度の末日の属する年の1月1日において、同一の者が所有する土地のうち、その者が昭和61年1月1日以後取得した土地の合計面積が1,000平方メートル以上である土地に対しては、特別土地保有税を課する。

2 第52条から第56条の2までの規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する規定の適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の課される土地の取得のほか、平成3年度から平成12年度までの各年度の初日の属する年の7月1日又は当該各年度の末日の属する年の1月1日(以下本項において「基準日」という。)において、同一の者が当該基準日前1年以内に取得した土地の合計面積が1,000平方メートル以上である土地の取得に対しては、特別土地保有税を課する。

3 前2項の規定により特別土地保有税を課する場合には、第52条から第56条の2までの規定及び法附則第31条の3の規定を適用する。この場合において、第56条の3中「土地に対して課する特別土地保有税」とあるのは、「土地に対して課する特別土地保有税(附則第13条の2第1項の規定により課する特別土地保有税を含む。)」とする。

附則第13条の2の次に次の1条を加える。

第13条の3 平成3年度以降の各年度の初日の属する年の1月1日において、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地で、昭和63年4月1日から平成4年3月31日までの間に当該土地の所有者が取得したもののうち、一団の土地の面積が330平方メートル以上である土地(第52条から第56条の2までの規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定及び第56条の3に規定する遊休土地に対して課する特別土地保有税に関する規定並びに前条の規定の適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の課される土地を除く。)に対しては、法第595条の規定にかかわらず、当該取得がされた日から起算して2年を経過した日の属する年の翌年(その取得がされた日が1月1日である場合には、同日から起算して2年を経過した日の属する年)の4月1日からその翌年の3月31日までを初年度とする10年度分に限り、特別土地保有税を課する。

2 前項の規定により特別土地保有税を課する場合には、第52条から第56条の2までの規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定(第52条第2項の規定を除く。)を準用する。

3 昭和63年4月1日以後において土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、最初に土地を取得した日をもってこれらの

土地を取得した日と、前後の取得に係る土地の合計面積をもって一団の土地の面積とみなして第1項の規定を適用する。

附則第14条第1項中「9万円」を「15万円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

退職所得に係る市民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以上	未満	円	円	以上	未満	円	円	以上	未満	円	円
8,000	円未満	0	円	100,000	104,000	1,300	円	200,000	204,000	2,700	円
8,000	12,000	100	104,000	104,000	108,000	1,400	108,000	204,000	208,000	2,700	348,000
12,000	16,000	100	108,000	108,000	112,000	1,400	112,000	208,000	212,000	2,800	356,000
16,000	20,000	200	112,000	112,000	116,000	1,500	116,000	212,000	216,000	2,800	372,000
			116,000	116,000	120,000	1,500	120,000	216,000	220,000	2,900	380,000
20,000	24,000	200	120,000	120,000	124,000	1,600	124,000	220,000	224,000	2,900	388,000
24,000	28,000	300	124,000	124,000	128,000	1,600	128,000	224,000	228,000	3,000	396,000
28,000	32,000	300	128,000	128,000	132,000	1,700	132,000	228,000	232,000	3,000	404,000
32,000	36,000	400	132,000	132,000	136,000	1,700	136,000	232,000	236,000	3,100	412,000
36,000	40,000	400	136,000	136,000	140,000	1,800	140,000	236,000	240,000	3,100	420,000
			140,000	140,000	144,000	1,800	144,000	240,000	244,000	3,200	428,000
40,000	44,000	500	144,000	144,000	148,000	1,900	148,000	244,000	248,000	3,200	436,000
44,000	48,000	500	148,000	148,000	152,000	1,900	152,000	248,000	252,000	3,300	444,000
48,000	52,000	600	152,000	152,000	156,000	2,000	156,000	252,000	260,000	3,300	452,000
52,000	56,000	700	156,000	156,000	160,000	2,100	160,000	260,000	268,000	3,400	460,000
56,000	60,000	700	160,000	160,000	164,000	2,100	164,000	268,000	276,000	3,500	468,000
			164,000	164,000	168,000	2,200	168,000	276,000	284,000	3,600	476,000
60,000	64,000	800	168,000	168,000	172,000	2,200	172,000	284,000	292,000	3,700	484,000
64,000	68,000	800	172,000	172,000	176,000	2,300	176,000	292,000	300,000	3,800	492,000
68,000	72,000	900	176,000	176,000	180,000	2,300	180,000	300,000	308,000	3,900	500,000
72,000	76,000	900	180,000	180,000	184,000	2,400	184,000	308,000	316,000	4,000	508,000
76,000	80,000	1,000	184,000	184,000	188,000	2,400	188,000	316,000	324,000	4,100	516,000
			188,000	188,000	192,000	2,500	192,000	324,000	332,000	4,200	524,000
80,000	84,000	1,000	192,000	192,000	196,000	2,500	196,000	332,000	340,000	4,300	532,000
84,000	88,000	1,100	196,000	196,000	200,000	2,600	200,000	340,000	348,000	4,400	540,000
88,000	92,000	1,100	200,000	200,000				348,000		4,500	548,000
92,000	96,000	1,200									
96,000	100,000	1,200									

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
548,000	556,000	7,300	748,000	756,000	10,000	1,092,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	17,900
556,000	564,000	7,500	756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	18,100
564,000	572,000	7,600	764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	18,300
572,000	580,000	7,700	772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	18,400
580,000	588,000	7,800	780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	18,600
588,000	596,000	7,900	792,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	18,700
596,000	604,000	8,000	804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	18,900
604,000	612,000	8,100	816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	19,100
612,000	620,000	8,200	828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	19,200
620,000	628,000	8,300	840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	19,400
628,000	636,000	8,400	852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	19,600
636,000	644,000	8,500	864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	19,700
644,000	652,000	8,600	876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	19,900
652,000	660,000	8,800	888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	20,000
660,000	668,000	8,900	900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	20,200
668,000	676,000	9,000	912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,300	1,512,000	1,524,000	20,400
676,000	684,000	9,100	924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,500	1,524,000	1,536,000	20,500
684,000	692,000	9,200	936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	16,600	1,536,000	1,548,000	20,700
692,000	700,000	9,300	948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	16,800	1,548,000	1,560,000	20,800
700,000	708,000	9,400	960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,000	1,560,000	1,576,000	21,000
708,000	716,000	9,500	972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,100	1,576,000	1,592,000	21,200
716,000	724,000	9,600	984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	17,300	1,592,000	1,608,000	21,400
724,000	732,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	17,400	1,608,000	1,624,000	21,600
732,000	740,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	17,600	1,624,000	1,640,000	21,900
740,000	748,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	17,800	1,640,000	1,656,000	22,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
1,656,000	1,672,000	22,300	22,500	2,056,000	2,072,000	27,700	27,900	2,456,000	2,472,000	33,100	33,100
1,672,000	1,688,000	22,500	22,500	2,072,000	2,088,000	27,900	28,100	2,472,000	2,488,000	33,300	33,300
1,688,000	1,704,000	22,700	22,700	2,088,000	2,104,000	28,100	28,400	2,488,000	2,504,000	33,500	33,500
1,704,000	1,720,000	23,000	23,000	2,104,000	2,120,000	28,400	28,600	2,504,000	2,520,000	33,800	33,800
1,720,000	1,736,000	23,200	23,200	2,120,000	2,136,000	28,600	28,600	2,520,000	2,536,000	34,000	34,000
1,736,000	1,752,000	23,400	23,400	2,136,000	2,152,000	28,800	28,800	2,536,000	2,552,000	34,200	34,200
1,752,000	1,768,000	23,600	23,600	2,152,000	2,168,000	29,000	29,000	2,552,000	2,568,000	34,400	34,400
1,768,000	1,784,000	23,800	23,800	2,168,000	2,184,000	29,200	29,200	2,568,000	2,584,000	34,600	34,600
1,784,000	1,800,000	24,000	24,000	2,184,000	2,200,000	29,400	29,400	2,584,000	2,600,000	34,800	34,800
1,800,000	1,816,000	24,300	24,300	2,200,000	2,216,000	29,700	29,700	2,600,000	2,620,000	35,100	35,100
1,816,000	1,832,000	24,500	24,500	2,216,000	2,232,000	29,900	29,900	2,620,000	2,640,000	35,300	35,300
1,832,000	1,848,000	24,700	24,700	2,232,000	2,248,000	30,100	30,100	2,640,000	2,660,000	35,600	35,600
1,848,000	1,864,000	24,900	24,900	2,248,000	2,264,000	30,300	30,300	2,660,000	2,680,000	35,900	35,900
1,864,000	1,880,000	25,100	25,100	2,264,000	2,280,000	30,500	30,500	2,680,000	2,700,000	36,100	36,100
1,880,000	1,896,000	25,300	25,300	2,280,000	2,296,000	30,700	30,700	2,700,000	2,720,000	36,400	36,400
1,896,000	1,912,000	25,500	25,500	2,296,000	2,312,000	30,900	30,900	2,720,000	2,740,000	36,700	36,700
1,912,000	1,928,000	25,800	25,800	2,312,000	2,328,000	31,200	31,200	2,740,000	2,760,000	36,900	36,900
1,928,000	1,944,000	26,000	26,000	2,328,000	2,344,000	31,400	31,400	2,760,000	2,780,000	37,200	37,200
1,944,000	1,960,000	26,200	26,200	2,344,000	2,360,000	31,600	31,600	2,780,000	2,800,000	37,500	37,500
1,960,000	1,976,000	26,400	26,400	2,360,000	2,376,000	31,800	31,800	2,800,000	2,820,000	37,800	37,800
1,976,000	1,992,000	26,600	26,600	2,376,000	2,392,000	32,000	32,000	2,820,000	2,840,000	38,000	38,000
1,992,000	2,008,000	26,800	26,800	2,392,000	2,408,000	32,200	32,200	2,840,000	2,860,000	38,300	38,300
2,008,000	2,024,000	27,100	27,100	2,408,000	2,424,000	32,500	32,500	2,860,000	2,880,000	38,600	38,600
2,024,000	2,040,000	27,300	27,300	2,424,000	2,440,000	32,700	32,700	2,880,000	2,900,000	38,800	38,800
2,040,000	2,056,000	27,500	27,500	2,440,000	2,456,000	32,900	32,900	2,900,000	2,920,000	39,100	39,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
3,420,000	3,440,000	3,460,000	3,480,000	3,500,000	3,520,000	51,100	51,800	52,500	53,200	54,000	54,700	3,920,000	3,940,000	3,960,000	3,980,000
3,520,000	3,540,000	3,560,000	3,580,000	3,600,000	3,620,000	55,400	56,100	56,800	57,600	58,300	59,000	4,020,000	4,040,000	4,060,000	4,080,000
3,620,000	3,640,000	3,660,000	3,680,000	3,700,000	3,720,000	58,300	59,000	59,700	60,400	61,200	61,900	4,120,000	4,140,000	4,160,000	4,180,000
3,720,000	3,740,000	3,760,000	3,780,000	3,800,000	3,820,000	61,900	62,600	63,300	64,000	64,800	65,500	4,220,000	4,240,000	4,260,000	4,280,000
3,820,000	3,840,000	3,860,000	3,880,000	3,900,000	3,920,000	65,500	66,200	66,900	67,600	68,400	69,100	4,320,000	4,340,000	4,360,000	4,380,000
3,920,000	3,940,000	3,960,000	3,980,000	4,000,000	4,020,000	69,100	69,800	70,500	71,200	72,000	72,700	4,420,000	4,440,000	4,460,000	4,480,000
4,020,000	4,040,000	4,060,000	4,080,000	4,100,000	4,120,000	72,700	73,400	74,100	74,800	75,600	76,300	4,520,000	4,540,000	4,560,000	4,580,000
4,120,000	4,140,000	4,160,000	4,180,000	4,200,000	4,220,000	76,300	77,000	77,700	78,400	79,200	79,900	4,620,000	4,640,000	4,660,000	4,680,000
4,220,000	4,240,000	4,260,000	4,280,000	4,300,000	4,320,000	79,900	80,600	81,300	82,000	82,800	83,500	4,720,000	4,740,000	4,760,000	4,780,000
4,320,000	4,340,000	4,360,000	4,380,000	4,400,000	4,420,000	83,500	84,200	84,900	85,600	86,400	87,100	4,820,000	4,840,000	4,860,000	4,880,000
4,420,000	4,440,000	4,460,000	4,480,000	4,500,000	4,520,000	87,100	87,800	88,500	89,200	90,000	90,700	4,920,000	4,940,000	4,960,000	4,980,000
4,520,000	4,540,000	4,560,000	4,580,000	4,600,000	4,620,000	90,700	91,400	92,100	92,800	93,600	94,300	5,020,000	5,040,000	5,060,000	5,080,000
4,620,000	4,640,000	4,660,000	4,680,000	4,700,000	4,720,000	94,300	95,000	95,700	96,400	97,200	97,900	5,120,000	5,140,000	5,160,000	5,180,000
4,720,000	4,740,000	4,760,000	4,780,000	4,800,000	4,820,000	97,900	98,600	99,300	100,000	100,800	101,500	5,220,000	5,240,000	5,260,000	5,280,000
4,820,000	4,840,000	4,860,000	4,880,000	4,900,000	4,920,000	101,500	102,200	102,900	103,600	104,400	105,100	5,320,000	5,340,000	5,360,000	5,380,000
4,920,000	4,940,000	4,960,000	4,980,000	5,000,000	5,020,000	105,100	105,800	106,500	107,200	108,000	108,700	5,420,000	5,440,000	5,460,000	5,480,000
5,020,000	5,040,000	5,060,000	5,080,000	5,100,000	5,120,000	108,700	109,400	110,100	110,800	111,600	112,300	5,520,000	5,540,000	5,560,000	5,580,000
5,120,000	5,140,000	5,160,000	5,180,000	5,200,000	5,220,000	112,300	113,000	113,700	114,400	115,200	115,900	5,620,000	5,640,000	5,660,000	5,680,000
5,220,000	5,240,000	5,260,000	5,280,000	5,300,000	5,320,000	115,900	116,600	117,300	118,000	118,800	119,500	5,720,000	5,740,000	5,760,000	5,780,000
5,320,000	5,340,000	5,360,000	5,380,000	5,400,000	5,420,000	119,500	120,200	120,900	121,600	122,400	123,100	5,820,000	5,840,000	5,860,000	5,880,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
5,420,000	5,440,000	123,100	123,100	5,920,000	5,940,000	141,100	141,100	6,420,000	6,440,000	159,100	159,100	6,920,000	6,940,000	177,100	177,100
5,440,000	5,460,000	123,800	123,800	5,940,000	5,960,000	141,800	141,800	6,440,000	6,460,000	159,800	159,800	6,940,000	6,960,000	177,800	177,800
5,460,000	5,480,000	124,500	124,500	5,960,000	5,980,000	142,500	142,500	6,460,000	6,480,000	160,500	160,500	6,960,000	6,980,000	178,500	178,500
5,480,000	5,500,000	125,200	125,200	5,980,000	6,000,000	143,200	143,200	6,480,000	6,500,000	161,200	161,200	6,980,000	7,000,000	179,200	179,200
5,500,000	5,520,000	126,000	126,000	6,000,000	6,020,000	144,000	144,000	6,500,000	6,520,000	162,000	162,000	7,000,000	7,020,000	180,000	180,000
5,520,000	5,540,000	126,700	126,700	6,020,000	6,040,000	144,700	144,700	6,520,000	6,540,000	162,700	162,700	7,020,000	7,040,000	180,700	180,700
5,540,000	5,560,000	127,400	127,400	6,040,000	6,060,000	145,400	145,400	6,540,000	6,560,000	163,400	163,400	7,040,000	7,060,000	181,400	181,400
5,560,000	5,580,000	128,100	128,100	6,060,000	6,080,000	146,100	146,100	6,560,000	6,580,000	164,100	164,100	7,060,000	7,080,000	182,100	182,100
5,580,000	5,600,000	128,800	128,800	6,080,000	6,100,000	146,800	146,800	6,580,000	6,600,000	164,800	164,800	7,080,000	7,100,000	182,800	182,800
5,600,000	5,620,000	129,600	129,600	6,100,000	6,120,000	147,600	147,600	6,600,000	6,620,000	165,600	165,600	7,100,000	7,120,000	183,600	183,600
5,620,000	5,640,000	130,300	130,300	6,120,000	6,140,000	148,300	148,300	6,620,000	6,640,000	166,300	166,300	7,120,000	7,140,000	184,300	184,300
5,640,000	5,660,000	131,000	131,000	6,140,000	6,160,000	149,000	149,000	6,640,000	6,660,000	167,000	167,000	7,140,000	7,160,000	185,000	185,000
5,660,000	5,680,000	131,700	131,700	6,160,000	6,180,000	149,700	149,700	6,660,000	6,680,000	167,700	167,700	7,160,000	7,180,000	185,700	185,700
5,680,000	5,700,000	132,400	132,400	6,180,000	6,200,000	150,400	150,400	6,680,000	6,700,000	168,400	168,400	7,180,000	7,200,000	186,400	186,400
5,700,000	5,720,000	133,200	133,200	6,200,000	6,220,000	151,200	151,200	6,700,000	6,720,000	169,200	169,200	7,200,000	7,220,000	187,200	187,200
5,720,000	5,740,000	133,900	133,900	6,220,000	6,240,000	151,900	151,900	6,720,000	6,740,000	169,900	169,900	7,220,000	7,240,000	187,900	187,900
5,740,000	5,760,000	134,600	134,600	6,240,000	6,260,000	152,600	152,600	6,740,000	6,760,000	170,600	170,600	7,240,000	7,260,000	188,600	188,600
5,760,000	5,780,000	135,300	135,300	6,260,000	6,280,000	153,300	153,300	6,760,000	6,780,000	171,300	171,300	7,260,000	7,280,000	189,300	189,300
5,780,000	5,800,000	136,000	136,000	6,280,000	6,300,000	154,000	154,000	6,780,000	6,800,000	172,000	172,000	7,280,000	7,300,000	190,000	190,000
5,800,000	5,820,000	136,800	136,800	6,300,000	6,320,000	154,800	154,800	6,800,000	6,820,000	172,800	172,800	7,300,000	7,320,000	190,800	190,800
5,820,000	5,840,000	137,500	137,500	6,320,000	6,340,000	155,500	155,500	6,820,000	6,840,000	173,500	173,500	7,320,000	7,340,000	191,500	191,500
5,840,000	5,860,000	138,200	138,200	6,340,000	6,360,000	156,200	156,200	6,840,000	6,860,000	174,200	174,200	7,340,000	7,360,000	192,200	192,200
5,860,000	5,880,000	138,900	138,900	6,360,000	6,380,000	156,900	156,900	6,860,000	6,880,000	174,900	174,900	7,360,000	7,380,000	192,900	192,900
5,880,000	5,900,000	139,600	139,600	6,380,000	6,400,000	157,600	157,600	6,880,000	6,900,000	175,600	175,600	7,380,000	7,400,000	193,600	193,600
5,900,000	5,920,000	140,400	140,400	6,400,000	6,420,000	158,400	158,400	6,900,000	6,920,000	176,400	176,400	7,400,000	7,420,000	194,400	194,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	7,420,000	円	195,100	円	7,620,000	円	202,300	円	7,820,000	円	209,500	円	8,000,000	円	210,200
	7,440,000		195,800		7,640,000		203,000		7,840,000		210,200		11,000,000		210,900
	7,460,000		196,500		7,660,000		203,700		7,860,000		210,900				211,600
	7,480,000		197,200		7,680,000		204,400		7,880,000		211,600				212,400
	7,500,000		198,000		7,700,000		205,200		7,900,000		212,400				
	7,520,000				7,720,000				7,920,000						
	7,540,000		198,700		7,740,000		205,900		7,940,000		213,100		11,000,000円以上		
	7,560,000		199,400		7,760,000		206,600		7,960,000		213,800				
	7,580,000		200,100		7,780,000		207,300		7,980,000		214,500				
	7,600,000		200,800		7,800,000		208,000		8,000,000		215,200				
	7,620,000		201,600		7,820,000		208,800								

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

第2条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

附則第13条を次のように改める。

(宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等)

第13条 平成4年度分及び平成5年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、平成4年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地で当該市街化区域農地の所有者が平成3年4月1日から平成4年12月31日までの間に当該市街化区域農地につき施行令附則第14条の5第1項に掲げる計画的な宅地化のための手続を開始し、かつ、当該手続が開始されたことにつき市長の認定を受けたもの(以下本条において「宅地化農地」という。)に対してその者に課する固定資産税及び都市計画税については、当該宅地化農地について平成3年4月1日から平成5年12月31日までの間に施行令附則第14条の5第2項に掲げる宅地化のための計画策定等がなされたことにつき市長の確認を受けた場合には、平成4年度分及び平成5年度分(平成4年度に当該確認を受けたときあっては、平成4年度分)の当該宅地化農地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ10分の9に相当する額に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の認定を受けようとする者は、平成4年4月1日から平成5年1月31日までの間にその旨を市長に申告しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

3 前項の申告は、市長の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 所有者の住所及び氏名
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 当該市街化区域農地の宅地化に係る開発行為等の手法
- (4) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための手続を開始した年月日

4 第1項の確認を受けようとする者は、平成4年4月1日から平成6年1月31日までの間にその旨を市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

5 前項の申請は、市長の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 所有者の住所及び氏名
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための計画策定等がなされた年月日

6 市長は、第1項の認定をした場合には、平成6年3月31日までの期間、当該認定に係る宅地

化農地に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ10分の9に相当する額に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

7 市長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る徴収金を納付しなければならない。

8 平成5年度までに第1項の確認を受けた土地に対して同項の納税義務の免除を受けた者に課する固定資産税又は都市計画税については、平成6年度分（平成4年度に当該確認を受けた場合にあっては、平成5年度分及び平成6年度分）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該確認に係る土地の固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ10分の9に相当する額を当該確認に係る土地の固定資産税額又は都市計画税額から減額する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中和泉市税条例附則第10条の2の改正規定、同条例附則第11条を削る改正規定、同条例附則第11条の2第1項の改正規定（「第31条の4第1項」を「第31条の3第1項」に改める部分に限る。）及び同条を同条例附則第11条とする改正規定、第2条の規定並びに附則第4条、第8条及び附則第9条第1項から第5項までの規定 平成4年4月1日

(2) 第1条中和泉市税条例附則第11条の2第1項の改正規定（「第31条の4第1項」を「第31条の3第1項」に改める部分を除く。）及び附則第9条第6項の規定 平成5年4月1日
（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第23条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。）に関する部分は、平成3年1月1日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る

所得割については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分（新条例第23条の7の規定による特別徴収に係る部分に限る。）は、平成3年中に支払うべき退職手当等で平成3年4月1日（以下「施行日」という。）以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものについては、なお従前の例による。
- 4 平成3年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等の金額について新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額（以下この項において「改正後の市民税の退職所得割額」という。）を超える場合には、第1条の規定による改正前の和泉市税条例（以下「旧条例」という。）第23条の7の規定による納入申告書に、改正後の市民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行うものとする。
- 5 前項前段に規定する場合には、平成3年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新条例第23条の7の3第1項第2号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新条例第23条の9の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（和泉市税条例の一部を改正する条例（平成3年条例4号）の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、同条例附則第2条第4項に規定する改正後の市民税の退職所得割額）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条の7及び附則第13条の規定は、平成3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 第2条の規定による改正後の和泉市税条例附則第13条の規定は、平成4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第32条第1号エ及び附則第12条の3の規定は、平成3年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成2年度分までの軽自動車については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第6条 新条例附則第13条の2第3項において適用される新条例第56条第1項の規定により平成3年8月31日までに申告納付すべき土地の取得に対して課する特別土地保有税については、新

条例附則第13条の2第2項中「当該基準日前1年以内」とあるのは、「平成3年4月1日から同年6月30日までの間」とする。

- 2 新条例附則第13条の2第3項において適用される新条例第56条第1項の規定により平成4年2月末日までに申告納付すべき土地の取得に対して課する特別土地保有税については、新条例附則第13条の2第2項中「当該基準日前1年以内」とあるのは、「平成3年4月1日から同年12月31日までの間」とする。

(都市計画税に関する経過措置)

第7条 新条例第57条及び附則第13条の規定は、平成3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第8条 第2条の規定による改正後の和泉市税条例附則第13条の規定は、平成4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例等に関する経過措置)

第9条 新条例附則第10条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成3年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧条例附則第10条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。この場合において、平成3年12月31日までに行うこれらの譲渡に係る新条例附則第10条の2の規定の適用については、同条第1項中「法附則第34条の2第3項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成3年法律第7号）附則第21条第2項後段の規定により読み替えられた法附則第34条の2第3項」とする。

- 2 平成3年1月1日から同年3月31日までの間に行う新条例附則第10条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）による改正前の租税特別措置法（以下この条において「改正前の租税特別措置法」という。）第34条の2第2項第3号又は第4号に掲げる場合に該当することとなった土地等の譲渡につき旧条例附則第10条第1項の規定（改正前の租税特別措置法第34条の2第1項の規定の適用により計算される特別控除額の控除に係る部分に限る。）の適用を受けるときは、これら

の譲渡については、当該優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

- 3 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第7条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得については、旧条例附則第11条の規定は、なおその効力を有する。
 - 4 前項の場合において、所得割の納税義務者が施行日から平成3年12月31日までの間に行う改正前の租税特別措置法第31条の3第1項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、旧条例附則第11条第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第7条第4項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第31条の3第1項」とし、所得割の納税義務者が平成4年1月1日から平成5年3月31日までの間に行う当該特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、同項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第7条第4項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第31条の3第1項」と、「法附則第34条の3第3項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成3年法律第7号）附則第21条第5項の規定により読み替えられた法附則第34条の3第3項」とする。
 - 5 前二項の規定の適用がある場合における新条例附則第10条の2の規定の適用については、同条中「次条」とあるのは、「次条又は和泉市税条例の一部を改正する条例（平成3年条例第4号）附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第1条の規定による改正前の和泉市税条例附則第11条」とする。
 - 6 新条例附則第11条の規定は、所得割の納税義務者が平成4年1月1日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）による改正後の租税特別措置法第31条の3第1項に規定する土地等又建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の租税特別措置法第31条の4第1項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。
- 議長（穴瀬克己君） 報告の説明を願います。
 - 総務部長（神藤恒治君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第4号、和泉市税条例の一部を改正する条例を専決させていただきます理由並びにその内容について、総務部長神藤より御説明申し上げます。

このたび、平成3年度の地方税法の一部を改正する法律が、第120回通常国会において去る3月26日に可決成立し、3月30日に交付され、4月1日より施行されることとなりました。これに伴いまして、本市の市税条例の規定につきましても所要の改正を行い、平成3年度の市税の賦課から適用する必要が生じることとなりました。

このため、市税条例の一部改正につきましては、市議会に御提案申し上げるいとまがございませんでしたので、平成3年第1回定例市議会においてあらかじめ御了承を賜りましたとおり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいた次第でございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例の改正の概要について御説明を申し上げます。議案書本冊の3ページでございます。

まず、第1条により改正でございますが、目次中の改正は、遊休土地に対する特別土地保有税の課税の創設に伴い、6条を追加するものでございます。

次に、第12条の2は、個人の均等割の非課税の範囲を定めたもので、新たに4万円の加算額を設け、均等割の非課税限度額を引き上げるものでございます。

第14条第1項の表及び第23条の4の表は、所得割の税率と分離課税に係る所得割の税率を定めたもので、税率の適用区分を引き上げるものでございます。

第24条の7は、固定資産税の免税点を定めたもので、土地「15万円」を「30万円」、家屋「8万円」を「20万円」に、償却資産「100万円」を「150万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

第32条第1号エの改正は、軽自動車税の税率のうち、3輪以上のものを定めたもので、いわゆる屋根付き3輪が従来のミニカーから原動機付自転車に変更されたことに伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

次に、4ページの第52条第2項は、市街化区域内において、昭和57年4月1日以降に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃するものでございます。

第56条の2の次に6条を加える改正は、平成2年6月の都市計画法の改正により、遊休土地転換利用促進地区制度が創設されたことに伴い、新たに遊休土地に対して、特別土地保有税を課税するための規定を創設するもので、納税義務者課税標準、税率等を定めるものでございます。

次に、5ページの第57条は、条文の整備を図るものでございます。

附則第9条の2第1項は、長短期所有土地の譲渡等に係る市民税の課税の特例について、その適用期間を平成10年度まで延長するものでございます。

附則第10条の2は、有料住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、その適用期間を平成9年度まで延長し、その他所要の規定の整備を図るものでございます。

次に、6ページの附則第11条は、特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について、所要の経過措置を講じた上、廃止するものでございます。

附則第11条の2第1項は、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について、所要の規定の整備を図り、条文の繰り上げを行うものでございます。

附則第12条の3は、軽自動車税の税率の特例について、昭和60年2月15日前に取得されたミニカー及び平成2年自動車排ガス規制に適合する軽自動車に係る税率の軽減措置を廃止し、電気自動車に係る税率の軽減措置を平成4年度まで延長するものでございます。

附則第13条第1項は、三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地等に対する長期営農継続農地制度について、平成3年度限りで廃止し、また、第10項は、それに伴う所要の規定の整備を図るものでございます。

次に、7ページの附則第13条の2は、特別土地保有税の課税の特例について、10年間の時限措置として、現行5,000平方メートルの免税点を1,000平方メートルに引き下げるものでございます。

次に、8ページの附則第13条の2の次に1条を加える改正は、いわゆるミニ保有税の課税について、その条文を明文化するものでございます。

附則第14条第1項は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等を定めたもので、現行「9万円」の加算額を「15万円」に引き上げ、所得割の非課税限度額を引き上げるものでございます。

次に、15ページになりますが、第2条による改正でございまして、これは平成4年度から都市計画宅地化する農地として位置づけられた市街化区域農地の宅地並み課税を実施するに当たり、宅地化のための計画策定等がなされた宅地化農地に係る固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除制度を創設するものでございます。

最後に、17ページでございまして、新条例の施行期日は平成3年4月1日とするものであり、なお、附則第1条第1号及び第2号につきましては、それぞれの施行期日を規定し、附則第2条から第9条までは所要の経過措置を規定したものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、専決させていただきました理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、24ページから63ページに「新旧対照表」を添付いたしておりますので、御参照ください。

いまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本報告について、質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 今回は、それぞれ法の改正によりまして、条例の条文その他の変更ということでもあります。私も総務委員会に所属しておりますので、一定の説明も受けておりますが、改めてお聞きをしたいと思っております。

今回は、それぞれ減税分もありますし、中身については非常に複雑です。条文の変更ということを出てきておりますので、非常にわかりにくい点もあるんですが、この中で特に1点だけ注目すべき点がありますので、お聞かせを願いたいと思っております。

まず、6ページの附則第13条第1項中の後云々とあります。それから第10項に「第1項及び第5項の規定にかかわらず」云々と出ていますが、これは、今まで市街化区域内農地については、長期に農業を営んでいくということで、それが認定をされますと、長期営農継続農地ということで、市街化区域内の農地であっても、いわゆる宅地並み課税ではなくて、農地並み課税が適用されるということです。これが本来ですと、5年間の期限でそれぞれやっておりますので、起算して5年を経過するということですが、平成3年において5年ということになると、引き続きまだ行くんですが、これを平成3年12月31日、いわゆる平成4年1月1日現在の土地からは長期営農継続農地に対する措置を廃止すると、こういう規定です。

併せて15ページに、それに関連をして、第13条で、宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等ということで、ここでは、簡単に言いますと、今後、平成4年、5年で計画的な宅地化のための手続を開始して、かつ市長がそれを認定をしたものについては、宅地化農地ということで、それぞれの税金の10分の9を免除する。実際には還付をするということのようですが、そういう措置がとられております。

要は、2年を経過すると、そういうことについてもすべて、あるいはこういう手続をとらない農地についても宅地並み課税が課せられるという状況になってくるわけです。

今回の法の改正によって条例を改正することになった結果、市街化区域内農地については、こういう経過措置を除けば、すべて宅地並み課税がされるのかどうか、その辺をまずお聞きしたいと思っております。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 資産税課長（加久本良一君） 資産税課長加久本の方からお答え申し上げます。
今概略の趣旨を説明いただいたわけですが、内容は、大まか今おっしゃっていただいたとおりでございます。

平成3年度限りで従来の長期営農継続農地の免除制度を廃止する。平成4年12月末までに宅

地化すべき計画の申請をしていただきまして、市長がそれを認定し、平成5年の12月末までにその確認をするということで申請いただきました場合は、一定固定資産税額及び都市計画税額の10分の9は減額されるという制度で、平成4年から6年度までの3年間、最大限をとってございます。

それから漏れる場合ということでございますが、今回の改正としては、税法上の説明の中では、三大都市圏の特定市の市街化農地に係ります固定資産税及び都市計画税については、平成4年末までに都市計画において宅地化すべき農地と保全すべき農地とが明確に区分されることと併せて、次の措置を講ずるということから始まって、1つは、長期営農継続農地制度が平成3年度限りで、今申し上げましたように、廃止する。併せて、平成4年から保全すべき農地として、生産緑地法の改正によりまして、転用制度の強化の措置が講ぜられた生産緑地内の農地については、農地として課税を行う。

それから、宅地化すべき農地と位置づけられた農地については、平成4年度以降宅地並み課税を行う。ただし、所有者がということで、今申し上げました10分の9の減額制度があるわけでございます。

なお、これらから外れました場合は、すべて宅地並み課税ということに相なるわけでございます。

以上でございます。

○ 25番(天堀 博君) 今の説明によりますと、最後の部分で、三大都市圏における措置ですね、それを聞いておりますと、生産緑地法の改正によって、地区内の農地で、いわゆる生産緑地ということで指定あるいは認定をした農地については、今までどおり農地の課税だということですね。そういうふうな解釈でいいわけですね。

それでもう一つは、先ほどの15ページの13条における宅地化すべきいわゆる宅地化農地という制度、それからもう一つは、いずれも外れた場合は宅地並み課税が適用される、こういうことですね。

そこで、生産緑地法の改正による保全すべき農地ということで、生産緑地の指定あるいは認定が受けられる農地というのは、基本的には基準がどういうふうになっているのか。和泉市においてはその辺の作業とか基準、それから地域的には、われわれが簡単にわかりやすく、頭の中で描けるような地域ということで何か説明ができるようでしたら、説明をお願いしたいと思います。

○ 都市整備部次長(中屋正彦君) 計画課の中屋、御答弁申し上げます。

ただいま御質問をいただきました生産緑地の作業の基準でございますが、先ほど資産税課長

の方から答弁がありましたとおり、今回の生産緑地の従来からの改正案につきましては、本年4月の第120国会で閣議決定がされたということでございまして、これの作業基準、指定の基準等、そういった細かい施行の通達につきましては、今年9月に建設省から施行通達が出されるという予定になっております。

従いまして、現在の作業スケジュールといたしましては、今年6月末まで和泉市における市街化区域内の農地の現況の把握を現在調査いたしているということでございます。その現況把握を7月に大阪府に提出をいたしまして、大阪府におきましては、都市計画上の観点から、市街化区域内の農地の都市計画上の位置づけを行いまして、課題の抽出なり、あるいは問題点の整理と、そういった形の作業を7月にされます。施行通達が9月に out されますと、生産緑地地区指定のマニュアルということで、1つは、地区指定の基本方針の策定、2つ目に地区指定の作業マニュアルの作成、それから3つ目に地区指定の技術基準の策定、こういったマニュアルを大阪府が一定作成をいたしまして、それを受けまして、今年10月に市町村が大阪府と協議をしながら地区指定の基本方針を策定していくということでございまして、細かい指定の内容をどうしていくか、そういった基本方針については、10月に作業を進めていきたいと考えております。

それと、先ほど申しましたとおり、現況の把握、いわゆる市街化区域内農地が市街化区域における各地区でどういった分布状況を示しているかというのを、現在、資産税課の課税台帳をもとに抽出をいたしまして、図面にプロットしていくと、そういう作業段階でございます。

- 25番(天堀 博君) 今のお答えでは、具体的にはまだ9月あるいは10月の段階ということですね。ただ問題は、それからいけば、10月ですと、11、12ということで、2カ月余りしかない。その間でどういうふうなマニュアルが出てくるのか、この辺が非常に問題だと思うんです。

現在、市の方で遊休地の問題でありますとか、利用の問題とか、いろいろ調査をしていますが、こういうふうな遊休地の利用の調査とかこういうものとの関連はあるんでしょうか。

マニュアルの中でどう出てくるかわかりませんが、いわゆる国の指針がどういう形で出るかわからないということで—ある程度わかっているんでしょうけれども、その時点でないとはっきりわからないということはありますけれども、例えば、今言いました和泉市で—これは和泉市だけでやっているのではないんですが、和泉市で遊休地の利用とか云々という調査をしています。こういうものでやっていますと、例えば府中なら府中の地域で、そこにはこういう遊休地があるとかいろいろなことで、この地域には一団の農地が幾らいくらあって、基準には合っておっても、そういうところについてはそういう指定をしない、あるいは認定しないというふうなことが具体的に起きるのかどうか、ということをお聞きしたいのですが。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） お答え申し上げます。

遊休土地転換利用促進地区の現況把握でございますが、一応府の方から御指示をいただいておりますのが、対象面積が5,000平方メートル以上の一団区という御指示をいただいております。

また一方、生産緑地の地区指定に係ります基準につきましては、制度が変わりまして、500平方メートル以上の一団区ということになっております。生産緑地に係ります500平方メートル以上の対象農地につきましては、現況の田及び畑が対象でございます。

また、遊休土地については、低利用地及び未利用地が対象になっておりまして、これが青空駐車場とか、資材置き場とか、住宅の展示場と、こういったことでございます。

いろいろと作業をしていく上では、生産緑地についての一定都市計画上の位置づけで指定ができるかどうかということが大きなポイントになるのではないかと考えております。将来、生産緑地の指定につきましては、30年経過後市に対して買い取りの申し出ができるということが一つありまして、その時点で、市が買い取る場合は、その土地を緑地なり公園なりといった利用を図らなければいけない、あるいはそういった場所でなければ、第三者にあっせんするとか、そういった形になっておりますので、指定の要件をどうつくっていくか、指定方針をどうするかということに係ってくると思えます。

今の段階では細かいことをちょっと申し上げかねますので、御勘弁をお願いしたいと思います。

○ 25番（天堀 博君） 先ほどの御答弁のように、国の方からの指針も出ておりませんし、それ以後に府のマニュアルが出てくるということですから、市の段階で、今どうするこうするということはあれだろうと思うんですが、先ほども申しましたように、その時点からすると、非常に期間が短い間にそういうことをやらなければいけない。

大体、生産緑地法の改正そのものによる、いわゆる生産緑地としての農地の指定あるいは認定、そのものも非常に問題はあるんです。今言われた30年間云々のことも含めてましてね。自分の土地で、自分の農地で農業をしていこうと言っている人たちに大きなせをかけてくると、こういうことですから、そのものが問題があるんですが、ただ、税の面からだけを見ますと、そういうことで認定をされた土地については農地課税がされる、特典が免除されるということですからいいんですけれども、先ほど聞いたように、遊休地の利用云々をも含めて、500平方メートル以上の一団の農地があっても、その地域が指定区域から外されるという状況が出てくる危険性がかなりあると思うんです。

その点では、私はこれを要望として言っておきたいのですが、市長も今年の市政運営方針の

中でも言われておりますように、大都市近郊農業としての特性を生かしながら、農地の有効利用云々ということを言われているんです。これは予算委員会でも、私だけじゃなくて、ほかの委員さんも含めて、和泉市における農業の発展、あるいはそれを守っていく。みかんを伐採して、助成金を出すというふうなばかなことを国がやっているんですが、そういうふうな状況の中でも市としては努力していく。ある面では生産改善グループへの助成金が出るとか、わずかですけれども、いろいろな面での前進はありますが、今回は建設省の方針で押しつけられたような形になっているんですが、こういうふうな状況のもとでも、やはり和泉市として大都市近郊農業を守っていくという立場からすれば、今回の条例改正、あるいは今後それに伴う諸問題については、慎重に対象すべきだし、農業関係団体の意向を十分聞き入れ、踏まえるべきだというふうに思いますので、これは意見として言っておきます。

それで、今回の専決処分の報告は、議会で賛否を問うわけではありませんので、報告を受けるということだけに終わるわけですので、意見として言っておきますと、全体としては、今申し上げましたように、住宅地、いわゆる宅地化を促進させるということが基本になって、実際には、こういうことがやられていっても、決してわれわれに低価格で市街地において住宅あるいは住宅地が手に入るという状況にならないということは、今までのいろいろな経過から見て明らかなわけです。

例えば、優良宅地の造成等のため土地を譲渡した場合の税の軽減措置とか、あるいは居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の軽減税率の4パーセント、これを現行の4,000万円から6,000万円に引き上げるとか、いろいろな優遇面が出ていますが、そういうことで市街化区域から宅地化される農地がどんどん出てきたところで、今までから見てきたように、供給に対して需要がどんどん増えて、かえって値段が上がっていく、われわれ庶民の手に入りにくいという状態が起きてくる。これが今、バブル経済を含めて、非常に問題になっておりますけれども、まだまだこれを加速させていこうという状況が基本にあるということで、これは基本的には問題であるということ意見を申し上げまして、終わっておきます。

○ 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第4号を承認することに決しました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第8「専決処分の承認を求めることについて（平成2年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成3年5月16日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第4号

平成2年度和泉市一般会計補正予算(第5号)

平成2年度和泉市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(地方債の補正)

第1条 既定の地方債の変更は、「第1表地方債補正」による。

平成3年3月30日 専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			補			正			後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
保育事業整備	5,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	27,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。										
道路橋梁事業整備	116,200	同上	同上	同上	同上	66,700	同上	同上	同上	同上										
環境改善道路事業整備	93,500	同上	同上	同上	同上	50,300	同上	同上	同上	同上										
都市計画事業	408,100	同上	同上	同上	同上	477,800	同上	同上	同上	同上										
義務教育施設整備	2,081,900	同上	同上	同上	同上	2,082,900	同上	同上	同上	同上										
計	3,992,134					3,992,134														

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

科	日	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区	金額	
⑯	市債	3,992,134		3,992,134			
(1)	市債	3,992,134		3,992,134			
2	民生債	10,858	22,000	32,858	2. 保育所整備事業債	22,000	国府第一保育園整備事業債追加
3	土木債	1,725,476	△ 23,000	1,702,476	1. 道路橋梁債 環境改善道路 2. 整備事業債	△ 49,500	黒鳥観音寺線整備事業債更正減 地区内道路整備事業債更正減 △ 30,000 伯太放光池丸笠線整備事業債追加 3,900 細街路整備事業債更正減 △ 17,100
					3. 都市計画事業債	69,700	放光池1号公園整備事業債追加 97,200 黒鳥山公園整備事業債更正減 △ 1,100 小田公園整備事業債追加 14,600

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 教 育 債	2,206,900	1,000	2,207,900	1.小 学 校	200	阪和東側2号線整備事業債追加 30,800 浸水対策整備事業債更正減 △ 71,800
				2.中 学 校	800	
歳 入 合 計	39,937,353		39,937,353			

地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調査

(単位：千円)

区分	前々年度 末現在高	前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込額				当該年度 末現在高 見込額	
		借入済額	事業繰越に よる 伸分	計	当該年度中起債見込額		当該年度中 元金償還 見込額		
					補正前の額	補正額			補正後の額
1. 普通債	32,439,591	32,967,320		32,967,320	3,992,134		3,992,134	2,123,303	34,836,151
(2) 民生	1,287,020	1,191,331		1,191,331	10,858	22,000	32,858	97,321	1,126,868
(6) 土木	3,727,943	3,955,209		3,955,209	622,100	△ 23,000	599,100	239,745	4,314,564
(9) 教育	13,933,203	13,070,882		13,070,882	2,225,200	1,000	2,226,200	1,154,892	14,142,190
一般会計合計	32,654,283	33,020,308		33,020,308	3,992,134		3,992,134	2,135,679	34,876,763

- 議長（穴瀬克己君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程いただきました報告第5号「平成2年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の専決処分につきまして、提案の理由並びにその内容につきまして、神藤より御説明申し上げます。

今回の補正予算は、地方債の確定に伴い、限度額変更の必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月30日に専決処分をさせていただいた次第でございます。何とぞよろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。66ページでございます。

第1条 地方債の補正でございます。これは地方債の確定に伴います限度額の変更でございます。

内容につきましては、第1表 地方債補正のとおりで、地方債の総額は、補正前、補正後とも同額でございます。

次に、68ページでございますが、歳入の市債の補正につきまして、事項別明細書に従いまして御説明申し上げます。

まず初めに、民生債の保育所整備事業債につきましては、国府第一保育園整備事業債として2,200万円の追加。

次に、土木債では、道路、橋梁債の黒鳥観音寺線整備事業債として4,950万円の更正減。

環境改善整備事業債で、地区内道路整備事業債外2事業債で4,320万円の更正減。

都市計画事業債で、放光池1号公園整備事業債外4事業債で6,970万円の追加。

また、教育債につきましては、小学校債で、光明台北小学校整備事業債として20万円の追加、中学校債で石尾中学校整備事業債として80万円の追加をそれぞれ行い、補正後の歳入総額は399億3,735万3千円となり、補正前と同額となるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、専決処分をさせていただきました平成2年度和泉市一般会計補正予算（第5号）の提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本報告について、質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） これは1点だけお聞きしておきます。

今回は地方債の補正ですが、お聞きしたいのは、増減でそれぞれ同じになっているんですが、これから後、5月末の出納閉鎖に係わって、今回は第5号ですが、第6号という専決処分か何かが出てくるのかどうか。

- 議長（穴瀬克己君） はい、答弁。

- 総務部次長（阪 豊光君） 財政課阪よりお答え申し上げます。
一般会計の平成2年度の補正につきましては、今回が最終でございます。
以上でございます。
- 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、報告第5号を次にすることに決しました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第9「専決処分の承認を求めることについて（平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。
報告を朗読させます。
（市議会事務局長朗読）

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成3年5月16日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第5号

平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成2年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,708千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,598,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成3年3月30日 専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		2,508,447	△ 14,708	2,493,739
	1 国庫負担金	2,073,370	△ 14,708	2,058,662
6 府支出金		57,138	13,000	70,138
	1 府補助金	57,138	13,000	70,138
歳入合計		6,599,813	△ 1,708	6,598,105

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,609,450	△ 21,600	4,587,850
	1 高額療養費	419,275	△ 21,600	397,675
3 老人保健拠出金		1,695,399	△ 36,910	1,658,489
	1 老人保健拠出金	1,695,399	△ 36,910	1,658,489
6 公債費		11,500	△ 4,881	6,619
	1 一般公債費	11,500	△ 4,881	6,619
8 予備費		30,000	△ 25,317	4,683
	1 予備費	30,000	△ 25,317	4,683
9 基金積立金		16,942	87,000	103,942
	1 基金積立金	16,942	87,000	103,942
歳出合計		6,599,813	△ 1,708	6,598,105

○ 議長（穴瀬克己君） 報告の説明をお願いします。

○ 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程をいただきました報告第6号「平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の専決処分につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、神藤より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計におきまして、医療費の伸びが鈍化したこと並びに府補助金が増額されたことにより、黒字決算となる見込みでございます。しかし、全国的な医療費は依然として高騰を続け、国保財政にとって先行

きは極めて厳しい状況となっております。このことから、後年度の財政事業に充てるべく、財政調整基金に積み立てるため、去る3月20日専決処分をさせていただいた次第でございます。何とぞよろしく御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。72ページでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ170万8千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億9,810万5千円といたすものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出予算からその内容について御説明申し上げます。75ページでございます。

まず初めに、保険給付費の高額療養費で2,160万円の更正減。

老人保健拠出金の老人保健医療費拠出金で3,691万円の更正減。

公債費は一時借入金利子で488万1千円の更正減。

予備費では2,531万7千円の更正減をそれぞれ行うものでございます。

基金積立金は、財政調整基金積立金として8,700万円を追加するものでございます。

次に、歳入でございますが、74ページでございます。

国庫支出金でございますが、国庫負担金の事務費負担金770万円を追加。また、療養給付費等負担金は2,240万8千円を更正減いたしました。

次に、府支出金でございますが、府補助金の国民健康保険費補助金は1,000万円。また、老人等医療費波及分補助金では300万円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、専決処分をさせていただきました平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本報告について、質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 今の報告では、黒字の決算見込みということで、基金に8,700万円積み立てるということですね。要因についても、府の支出金とか、医療費の伸びの鈍化とか、いろいろ挙げられておりますが、一つは、8,700万円の基金の積立金の合計が幾らになるか。

それから、8,700万円、これも黒字の一つですから、これと合わせて、決算見込みを黒字で現在のところ幾ら見込んでいるかどうか。

それから、老健法による拠出金は、これで最終確定なのかどうかということも聞かせてください。

それから、予備費で更正減をしていますけれども、更正減の内訳といいますか、内容を知らせてほしい。

さらに、医療費の伸びの鈍化ということですが、歳出の高額療養費の更正減が出ています。高額療養費の更正減とか、こういうところ辺の関連があるのかどうか、どういうふうな形の医療費の伸びが鈍化しているのか、その辺を知らせていただきたいと思います。

○ 議長（穴瀬克己君） 保険年金課長答弁。

○ 保険年金課長（長岡敏晃君） 保険年金課長の長岡からお答えいたします。

まず第1点目の基金の積立金の額でございますが、8,700万円の2年度の基金の積み立てと合わせまして、3月31日で3億7,053万9,551円保有いたしております。

次に、2点目の実際の黒字ということになりますと、形式的な黒字でございますが、約1億1,000万円程度になるものと推計いたしております。

老健の補正でございますが、老健と申しますのは、2年後のときに最終的な精算をするということで、本年度は一応これで最終だということでお考えいただきたいと思います。

それと予備費の更正減468万円3千円の件でございますが、元年度の府支出金で134万円ほど、国庫負担金の返還金という形で339万円、そういうふうなものでございます。

医療費の鈍化ということでございますけれども、私ども今精査中でございますが、1人当たりの医療費で見ますと、単価は上がっているわけでございますが、被保数が減少したために鈍化しているというふうに考えていただきたいと思います。

以上です。

○ 25番（天堀 博君） 老健の拠出金は2年後で精算するということは、本年度の最終ということは、2年前の分が今回ってきて、それそのものは最終で確定しているという解釈でいいわけですか。

○ 保険年金課長（長岡敏晃君） 予算の編成時に国から示されました加入者調整率というのが、あるんですけれども、それが拠出の決定時に調整率が下がったということで、これはあくまでも概算ですが、2年後に精算されるということでございます。

○ 25番（天堀 博君） ということは、後年度の当初の予定でいってこういうふうな調整をしたと。ただ、これそのものは2年後にはっきりしてくるという解釈ですね。

それから、黒字の要因として言われた1つに、医療費の伸びの鈍化ということで、内容としては、一人一人の医療費は上がっているということは、予算の編成時に、今までの状況から見て、被保険者1人当たりどれだけの医療費が要るだろうということでの概算を立てて、それで年間の医療費がどれだけ歳出が要るかということを組み立てているわけですね。それからすれ

ば、1人当たりの分が上がっていると。いわゆる医療費全体が上がっているというふうに見たらいいのかわかりませんが、保健者数で割ったり掛けたりしますから、それで1人当たり上がってくると。

ただ、その場合に、被保険者数の人数が下がっているということは、保険の加入者が少なくなったということですか。

- 保険年金課長（長岡敏晃君） そうです。
- 25番（天堀 博君） 少なくなったから、1人当たりは何ぼだと。いわゆるみんなが病気するということの計算をしていたけれども、その分が少なくなったので、それで全体が下がったと、こういう解釈ですか。
- 保険年金課長（長岡敏晃君） はい。
- 25番（天堀 博君） きょうは聞いておくだけにしますけれども、大体そういうふうなことのようですので……。
- 17番（上田育子君） 既に御説明なさっていることかわかりませんが、1点だけ質問させていただきます。

74ページの国民健康保険費補助金の補正に関して、右の端の説明のところでは事業助成補助金追加とありますが、どういうふうな事業のことなのか、もし説明していただけるのであればお願いします。

- 議長（穴瀬克己君） 答弁。
- 保険年金課長（長岡敏晃君） 74ページの事業助成補助金の内訳でございますが、府の補助金のうちの1つでございます。同和減免だとか、助産費の補助、またひき逃げ等があるという場合の補助としていただいているものでございます。
- 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第6号を承認することに決しました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に当たり市長のあいさつを願います。

（市長登壇・あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと存じま

す。

本日の臨時会に際しましては、議員皆様方には公私何かと御多繁の折にもかかわりませず、慎重に御審議を賜りまして、御提案を申しあげました議案につきまして御承認をいただきましたことを、衷心より厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも議員皆様方の温かい御支援、御協力を相賜りながら、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

閉会に当たりまして、長時間にわたりまして御審議を相賜りましたことに対しまして、重ねて感謝を申し上げますとともに、議員皆様方の一層の御健勝を心からお祈りを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、お礼の言葉にかえさせていただきたい、このように存じます。長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。

(議長登壇・あいさつ)

- 議長(穴瀬克己君) 閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本臨時会は、議員皆様方の格別の御協力によりまして、円滑なる議事運営をもって終了できましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

それでは、これをもって平成3年第1回臨時会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

(午前11時30分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長	穴 瀬 克 己
同 副 議 長	原 重 樹
同 署 名 議 員	木 村 静 雄
同 署 名 議 員	出 原 平 男
同 署 名 議 員	勝 部 津 喜 枝

